

成年後見制度における市町村長申立に 関する実務者協議	
-------------------------------	--

第2回 (R2.11.27)	資料1
----------------	-----

成年後見制度における 市町村長申立に関する 実務者協議（第2回） ヒアリング

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

日本弁護士連合会（日弁連）団体概要

日弁連は、1949年（昭和24年）に制定された弁護士法に基づいて同年9月に設立された法人である。その構成員（会員）は、弁護士、弁護士法人及び全国52の弁護士会をもって組織されており、日本全国すべての弁護士及び弁護士法人は、各地の弁護士会に入会すると同時に日弁連に登録しなければならない。

日弁連設立当初の弁護士人口は、5800人程度であったが、その後増加し、2020年11月1日現在で、**42,075人**となっている。

出典：弁護士白書2019年版（人口のみ2020年11月1日現在に更新）

3つのポイントをお話しします

1

いわゆる「親族調査」の目的を明確に

2

虐待案件等の緊急事案では、市町村の判断で
親族調査を省略できるように

3

親族調査をしても訴訟リスクは軽減されない

1

いわゆる「親族調査」の目的を明確に

厚生労働省老健局計画課長名事務連絡（平成12年7月3日付け）

「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」

Q2 市町村長は、こういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、
本人に4親等内の親族がなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、
親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、・・・

1

いわゆる「親族調査」の目的を明確に

<「親族調査」の目的>

後見制度の利用が必要と判断される本人について、後見の申立てを期待できる親族がいるかどうかを確認するため

☆ 市町村長申立の際の「親族調査（意向照会）」で確認するのは、その親族が「後見申立をする意向があるかどうか」

☆ 後見制度の利用が必要かどうかは、親族の意向によって決まるものでない

虐待事案では、養護者は後見申立に反対するが、後見申立は必要

1

いわゆる「親族調査」の目的を明確に



**「親族が反対している」「同意が得られない」「親族がいる」は、
市町村長申立をしない理由にはならないことを明確に！**

そのように誤解し、あるいは、それを口実に市町村長申立を行わない例が見られるが、改めていただきたい

※ 家庭裁判所による親族の意向調査との違いに注意！

裁判所は、後見審判の審理において親族への意向調査を行っているが、裁判所による親族の意向調査は、市町村長申立の「親族調査」とは趣旨・目的が異なる。

裁判所による意向調査は、主として、
当該事案において適切な後見人等を選任するにあたり、
親族間紛争の有無やその事情等を把握するためのもの

1

いわゆる「親族調査」の目的を明確に

☆ 「本人が後見制度の利用を必要とする状態にあるか」の問題と、「誰が後見申立をするか」の問題とは、
区別されるべきである。

厚労省通知の流れ図では、この問題が混在している
（「親族に連絡」→「当該親族が支援する場合」→
「当該親族が支援」の流れ）



この機会に、区別して整理した通知を

2

虐待案件等の緊急事案では、市町村の判断で 親族調査を省略できるように

- ☆ 市町村は、虐待事案において、適切に市町村長申立を行うべき責務

（高齢者虐待防止法 9 条 2 項、障害者虐待防止法 9 条 3 項）



虐待事案では、市町村が責任を持って後見申立を進めるべき責務

- ☆ 虐待事案では「親族調査」をせずに多数の市長申立を行っている自治体が現に存する（大阪市など）。

一方で、虐待事案での「親族調査」について、厚労省の通知があるから、やらざるを得ないという声も。

2

虐待案件等の緊急事案では、市町村の判断で
親族調査を省略できるように

厚労省通知が、迅速な市町村長申立や虐待対応の妨げと
なっている



- ◆ 虐待事案では、市町村の判断により、親族調査を省略することができる旨の通知を厚労省から発出すべきである。
- ◆ 虐待事案以外の事案でも、市町村の判断により、緊急性のある事案で親族調査を省略したり、親族に「申立を期待できない」との判断を柔軟に行うことができることを示し、親族調査にかかる市町村の負担を軽減すべきである。

2

虐待案件等の緊急事案では、市町村の判断で
親族調査を省略できるように

「申立を期待できない」との判断

書面で意向照会をしなくとも、
申立を期待できないと判断できる場合はある。

【親族に申立を期待できない場合の例】

- 長期間にわたり、その親族との交流が全くなく、音信不通の状況にある場合
- 親族が高齢で、遠方に居住しているような場合

3

親族調査をしても訴訟リスクは軽減されない

虐待親族からの訴訟リスク等

市町村長申立の場面だけでなく、虐待対応においては常につきまとうもの



「親族調査」を行ったからといって、それによって訴訟リスクが軽減するものでない

虐待事案では、市町村としては、逆に、

申立をしないことによる訴訟リスクも考慮する必要がある

(虐待事案で市が適切な対応を怠ったことにより被害が拡大したとして、市の責任が認められた裁判例も)

訴訟リスクへの懸念は、

法律専門職との適切な連携によって解消すべきもの

ご清聴ありがとうございました。